

提 供 日 2026/09/01
タイトル CNFラボ新規入居者募集
担 当 経済産業部 産業革新局先端技術振興課
連 絡 先 先端技術振興第1班
TEL 054-221-3622



1 要 旨

静岡県では、令和元年10月より富士工業技術支援センター内に「CNFラボ」を3室設置し、同センターと入居企業の共同研究を通してCNFをはじめとする微細化セルロースを活用した製品の事業化等を推進しています。この度、令和8年10月1日（木）から10月30日（金）まで、新規入居企業を募集します。
※CNF（セルロースナノファイバー）：木材などから得られる繊維をナノレベルまで微細化した植物を原料とするバイオマス素材



2 募集概要

区 分	内 容
募集対象施設	静岡県工業技術研究所富士工業技術支援センター内 静岡県CNF研究開発センター CNFラボ 計1室
申請対象者	県内に主たる事務所又は事業所を有し、「CNFラボ」に入居して富士工業技術支援センターとの共同研究を行うことにより、地域産業の活性化に繋がる研究開発を実施する企業
必要書類	申請書及び計画書等を下記申請先に提出 (※詳細はホームページ掲載の募集案内を参照のこと)
スケジュール	・ 募集期間 令和8年10月1日（木）～10月30日（金） ※申請前の事前相談必須 ・ 審 査 令和8年11月中旬～下旬 ・ 入居期間 令和9年4月～令和10年3月 (研究計画に基づき最長3年)
申請先 問い合わせ先	富士工業技術支援センター CNF科 所在地 富士市末広20-6 電 話 0545-35-5190（代表） E-mail fk-cnf@pref.shizuoka.lg.jp

3 詳細

富士工業技術支援センターHP
「静岡県CNF研究開発センターCNFラボ（共同研究室）に入居して実施する共同研究の募集」



<https://www.iri.pref.shizuoka.jp/about/fuji/>

令和9年4月開始

静岡県工業技術研究所富士工業技術支援センター

「静岡県CNF研究開発センター CNFラボ（共同研究室）に入居
して実施する共同研究」

募集のご案内

○共同研究実施期間

令和9年4月～令和10年3月（研究計画に基づき最長3年まで）

○募集期間

令和8年10月1日（木）～ 10月30日（金）午後5時

○お問い合わせ先・申請先

静岡県工業技術研究所富士工業技術支援センター CNF科

所在地 富士市末広20番地6

電 話 0545-35-5190（代表）

FAX 0545-35-5195

E-mail fk-cnf@pref.shizuoka.lg.jp

URL <https://www.iri.pref.shizuoka.jp/about/fuji/>

令和8年10月

静岡県工業技術研究所富士工業技術支援センター

1 事業の概要

工業技術研究所富士工業技術支援センター（以下「当センター」という。）は、産学官連携によるCNF（セルロースナノファイバー）の研究開発拠点として「静岡県CNF研究開発センター」を設置しています。これは、「静岡大学CNFサテライトオフィス」と企業の研究拠点となる3室の「CNFラボ」から構成しており、「CNFラボ」は企業と当センターとの共同研究を通してCNF複合材料の開発やCNFの用途開発の促進を図り、事業化や製品化を目指す施設です。

本事業は、県内企業等からCNF技術を活用した研究開発テーマを公募し、CNFラボに入居した企業と当センターが共同研究を行うことによって地域産業の活性化に繋がる研究開発に取り組むものです。

2 申請対象者

県内に主たる事務所又は事業所を有し、「CNFラボ」に入居して当センターとの共同研究を行うことによって地域産業の活性化に繋がる研究開発を実施する企業（CNFラボは、継続的に月5日以上使用することを条件とします。）。

3 選定する研究課題数

- ・ 1課題

4 想定される研究課題

- ・ CNF等の微細化セルロースの製造における低コスト化、効率化のための装置開発に関するもの
 - ・ CNF等の微細化セルロースを使用した材料の高度化技術に関するもの
 - ・ CNF等の微細化セルロースを使用した製品開発に関するもの
 - ・ CNF等の微細化セルロース関連の新たな分析・評価技術に関するもの
- なお、上記研究課題に限るものではありません。

5 事業の実施方法

(1) 共同研究契約及びCNFラボ使用承認申請

共同研究の実施に当たっては、当センターと共同研究契約を締結して頂き、その後、CNFラボの使用承認申請書を提出して頂きます。

(2) 研究経費

ア 研究分担に係る費用はそれぞれが負担します。

イ 当センターの機器については、共同研究の研究課題を実施するための利用で、かつ、CNFラボに入居された企業に限り無料で利用できます。但し、機器を利用するための消耗品は負担して頂きます。

(3) 共同研究契約の締結期間

複数年にわたる研究計画であっても、単年度毎に共同研究契約を締結して頂きます。

(4) CNFラボの使用承認期間

複数年にわたる研究計画であっても、単年度毎に使用承認申請書を提出して頂きます。
なお、CNFラボの入居期間は3年以内です。

6 申請手続き

(1) 募集期間

令和8年10月1日（木）～ 10月30日（金）午後5時（必着）

(2) 提出方法

持参又は郵送等により、(3)必要書類を提出してください。

郵送等の場合は記録が残る方法で送付してください。

(3)必要書類（複数の企業が共同申請する場合は、イ～オを各社分提出してください）

ア 申請書及び研究計画書

イ 会社案内、パンフレットなど企業の概要がわかるもの

ウ 法人の登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）

エ 直近2年の決算書（貸借対照表及び収支計算書）

オ 直近期の静岡県税納税証明書

※「ア 申請書及び研究計画書」の記入様式は下記ホームページよりダウンロードしてください。

<https://www.iri.pref.shizuoka.jp/about/fuji/>

[お問い合わせ先、提出先]

〒417-8550 富士市末広20番地6

静岡県工業技術研究所富士工業技術支援センター CNF科

電話 0545-35-5190（代表）

E-mail fk-cnf@pref.shizuoka.lg.jp

7 スケジュール（目安）

募集期間	令和8年10月1日（木）～ 10月30日（金）午後5時（必着） ※申請前に必ず事前相談をしてください
申請内容の確認（ヒアリング等）	令和8年11月上旬～中旬
審査	令和8年11月中旬～下旬
審査結果の通知	令和8年11月下旬
具体的な研究開発計画の事前協議	令和8年12月上旬～令和9年1月中旬
共同研究契約の締結	令和9年3月下旬
CNFラボの使用申請、承認	令和9年3月下旬～4月上旬
共同研究の実施（CNFラボ入居）	令和9年4月～令和10年3月 （研究計画に基づき最長3年まで）

※各項目の実施時期は変更することがあります。

8 申請に当たっての留意事項

(1)募集の対象とならない研究課題

ア 企業等が単独で実施可能であり、当センターとの共同研究を必要としないもの。

イ 当センターで対応することが極めて困難なもの。

ウ 事業化や製品化を目指すための研究内容でないもの。

(2)複数の企業による共同申請

複数の企業が共同で申請して頂くことも可能ですが、入居して頂ける「CNFラボ」は1研究課題につき1室です。

(3)特許等の取り扱い

共同研究成果に関する特許、考案等は、静岡県工業技術研究所共同研究契約書に基づいて取り扱います。

(4)入居企業の公表

共同研究契約の締結後、入居企業について企業名と研究課題名を公表します。

(5)情報の共有

共同研究の実施に必要な情報は相互に開示するものとします。

9 審査方法

外部有識者及び県の技術職員によって書類審査を行います。また、必要に応じてヒアリング等を行う場合があります。

10 審査のポイント

審査に当たっては、以下の点を評価項目とします。

評価項目	評価内容
事前調査	関連する内外の研究開発の動向調査が十分行われているか。
研究ニーズの高さ	社会的・経済的・技術的ニーズの充足度から見て研究開発の必要性は高いか。
独創性	理論・手法が新しい考え、工夫に基づいているか。
研究目標	目標は明確、かつ適切な水準に定められているか。
実施体制	企業等の研究担当者の状況及び当センターへ希望する研究分担の実施体制の状況、研究協力者などから実施の体制は適当か。
研究の進め方	手法・手段・手順が適切か。
成果の普及方法	得られた成果をどのように普及するのか、現実的、効果的な計画を有しているか。
波及効果	研究内容の産業界への波及効果は高いか。

11 CNFラボ（共同研究室）の概要

部屋数	3室
研究室面積	48m ²
費用負担	・CNFラボの使用料は無料です。 ・電気代は実費負担して頂きます（水道代は無料です）。
使用時間	365日・24時間使用可能です（当センター施設内及び敷地内の事故等の責は使用責任者に負って頂きます）。
ご利用上の注意	・設備の持ち込みや設置は可能ですが、備え付け備品や建物の損傷、汚損の恐れがない限り承認します。 ・電熱器その他の火器の使用については、その必要性、安全性が確保される場合に限り承認します。 ・CNFラボ内での飲食は禁止します。交流コーナーをご利用ください。 ・退去時には原状復帰して頂きます。

12 共同研究に使用する機器のご利用について

当センターの機器の使用時間は、「静岡県工業技術研究所の設置、管理及び使用料に関する条例」に準じます。また、職員と事前調整のうえでご利用ください。